

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
（不招請勧誘等が禁止される契約） 第十六条の四 （略） 2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。 一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約 イハ （略） ニ 法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引 二 （略）	（不招請勧誘等が禁止される契約） 第十六条の四 （略） 2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。 一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約 イハ （略） （新設） 二 （略）